

令和元年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第244回定例会

10月28日開会

10月28日閉会

第244回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和元年10月28日(月曜日)

出席議員(18名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 管原研治君	8番 村上満君
9番 佐藤貴久君	10番 丸山勝利君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 平間奈緒美君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

説明のため出席した者

理事 長 滝口 茂君	副市長 谷津陸夫君
理事 山田裕一君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
	助役 岩間利裕君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 佐藤誠記君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部直樹君
消防長 咲間定実君	次長 村上雅浩君
管理課長 半澤正勝君	警防課長 佐久間幸男君
指令課長 梅津祐二君	教育次長 加藤雅章君
業務課長補佐 穴戸清人君	

事務局職員出席者

事務局長 大内 豊君	書記 佐藤真由美君
------------	-----------

議事日程

令和元年10月28日(月) 午前10時02分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 諸報告
- 第6 第9号議案 教育委員会委員の任命について
- 第7 第10号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 第11号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第12号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 第13号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)
第14号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

午前11時15分 閉会

午前10時02分 開会

○副議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

柄目前議長につきましては、去る9月30日に角田市議会議員の任期が満了となり、組合規則第6条の規定によって組合議員及び議長としての任期が終了となりました。

これに伴い、ただ今議長が不在となっております。選挙により議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。

開会に先立ちまして、令和元年台風19号の豪雨において、犠牲となられた皆様に謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈りしたく、ここで1分間の黙とうをささげたいと思います。

全員御起立願います。黙とういたします。

【黙とう】

○副議長（眞壁範幸君） 黙とうを終わります。御着席ください。

御紹介を申し上げます。去る、8月4日に川崎町長選挙が行われました。その結果、小山修作さんが当選され、引き続き、当組合理事に御就任されることになりました。

また、同じく8月11日に村田町長選挙が行われました。その結果、大沼克巳さんが当選され、8月28日付けで理事に御就任されました。

この際、両理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思います。

初めに小山理事、御挨拶をお願いします。

○理事（小山修作君） 皆さんおはようございます。

川崎町長の小山でございます。皆様の御支援を賜り3期目の当選果たすことができました。今後とも御指導、ごべんたつをお願いして挨拶とします。よろしく願いいたします。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） 続いて、大沼理事、御挨拶をお願いします。

○理事（大沼克巳君） 改めましてこんにちは。

8月28日付で、村田町長に就任いたしました、大沼でございます。併せて仙南地域広域行政事務組合の理事を拝命いたしました。

日本全体が人口減である中、この仙南もそうですけれども、今回の災害も含めて広域的に取り組まなければならない事業というのは、ますます増えてきているような状態だと思います。半年前までは私はそちらの立場だったんですけれども、まあ立場が変わってもですね、広域的に盛り上げていかなければいけないと思っておりますので、皆さんの御指導をいただきながら、精一杯頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） これより、第244回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求

めております。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めてまいります。

日程第1 議席の指定

○副議長（眞壁範幸君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、白石市、村田町及び角田市議会議員の改選に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、1番、小川正人君、2番、佐久間儀郎君、3番、渡邊誠君、4番、星守夫君、11番、遠藤実君、12番、佐藤洋治君を指定いたします。

この際、新たに議員になられました方々を御紹介いたします。

8月7日付で白石市議会議長となられました小川正人君でございます。

○1番（小川正人君） はい。小川正人でございます。

よろしく願います。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） 白石市議会選出の佐久間儀郎君でございます。

○2番（佐久間儀郎君） はい。佐久間でございます。よろしく願います。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） 9月2日付で村田町議会議長となられました。遠藤実君でございます。

○11番遠藤実君 はい。よろしく願います。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） 村田町議会選出の佐藤洋治君でございます。

○12番佐藤洋治君 はい。今後ともよろしく願います。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） 10月2日付で角田市議会議長となられました。渡邊誠君でございます。

○3番（渡邊誠君） はい。渡邊でございます。よろしく願います。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） 角田市議会選出の星守夫君でございます。

○4番（星守夫君） はい。星でございます。よろしく願います。【拍手】

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（眞壁範幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番佐藤貴久君、16番神崎安弘君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○副議長（眞壁範幸君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議長の選挙

○副議長（眞壁範幸君） 日程第4、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙に当たり、選挙の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

○18番（佐藤吉市君） 議長。

○副議長（眞壁範幸君） 18番、佐藤吉市君。

○18番（佐藤吉市君） 動議を提出いたします。議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○副議長（眞壁範幸君） ただ今18番、佐藤吉市君から、議長の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によることの動議が提出されました。

この動議に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞壁範幸君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

○18番（佐藤吉市君） 議長。

○副議長（眞壁範幸君） 18番、佐藤吉市君。

○18番（佐藤吉市君） 動議を提出いたします。指名の方法につきましては、私に指名権を与えていただき、私から御指名申し上げることをお願い申し上げます。

○副議長（眞壁範幸君） ただ今18番、佐藤吉市君から、指名権を与えてほしいとの動議が提出されました。

この動議に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞壁範幸君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は18番、佐藤吉市君に指名権を与えることについての動議は可決されました。

それでは、18番、佐藤吉市君、議長の指名をお願いいたします。

○18番（佐藤吉市君） それでは、指名権を与えていただきましたので、御指名を申し上げます。

議長に1番、小川正人君を推薦いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（眞壁範幸君） ただ今、18番、佐藤吉市君から、議長に1番、小川正人君との指名がありました。

お諮りいたします。ただ今、指名されました

1番、小川正人君を議長の当選人と定めることに、賛成の方は起立願います

〔賛成者起立〕

○副議長（眞壁範幸君） 起立総員であります。

よって、1番、小川正人君が議長に当選しました。

ただ今議長に当選された1番、小川正人君がおられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長選挙の当選人である旨、告知をいたします。

1番、小川正人君、登壇の上、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○1番（小川正人君） ここで、一言議長就任に当たり御挨拶を申し上げます。

ただ今、議長の選挙に当たり、議員各位の深い御理解のもと御推選を賜り、議長に就任をさせていただくことになりました小川正人でございます。

この度の令和元年台風19号におきましては、甚大な被害を受けました多くの皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

また、各市町、広域組合等におかれましては、台風被害直後から早期復興に向けた対応支援に、心から感謝を申し上げます。

このような状況の中で、当組合においては、消防関係については救出救助活動の実施、衛生関係では、災害ごみ及びし尿の受入れや今後の災害ごみの処理等について、緊急な課題が山積しております。

この大変な時期に議長就任ということで、その責務の重大さを痛感するところであります。

今後は、議員各位の多方面からの御教導、お導きを得つつ職務を全うして参りたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。【拍手】

○副議長（眞壁範幸君） ここまでの議事進行に対し、御協力を賜りまして心から感謝を申し上げます。

ここで、議長交代の間、休憩いたします。

○議長（小川正人君） 再開いたします。

日程第5 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第5、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に説明ありましたように、白石市、村田町及び角田市議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、8月7日付けで佐久間儀郎君、9月2日付けで佐藤洋治君、10月2日付けで星守夫君が、それぞれ指名選任したので御報告申し上げます。

教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成30年度の教育に関する事務の点検・評価結果及び監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承お願いいたします。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第244回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

はじめに、東北・関東などを襲った令和元年台風19号によりまして、当管内におきましても、河川の氾濫などにより多数の床上・床下浸水地域や土砂崩れが発生し、12名の方がお亡くなりになりました。

特に丸森町におきましては、10名の方がお亡くなりになり、いまだ1名の方が行方不明となっており、大規模浸水や土砂災害によりまして甚大な被害がもたらされました。

不幸にしてお亡くなりになりました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられました皆様につきましてもお見舞い申し上げます。

そして、一日でも早い復興をお祈り申し上げる次第であります。

次に、先般行われました白石市、村田町及び角田市議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました白石市の小川正人議員及び佐久間儀郎議員、村田町の遠藤実議員及び佐藤洋治議員並びに角田市の渡邊誠議員及び星守夫君議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めて就任のお祝いを申し上げます。

また、ただ今、議長とされました小川正人議長には、併せまして御就任のお祝いを申し上げます。

各議員の皆様には、今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに令和元年台風 19 号による被害状況などについて、御報告いたします。

はじめに、ごみ・し尿処理施設の被害状況についてであります。

まず、仙南最終処分場におきまして、埋立地の西側斜面において土砂崩れが発生し、埋立地内に土砂や雨水が流れ込む災害が発生しました。

これにより、一部雨水浸入防止シートが破損いたしましたが、直ちに応急修理し、被害の拡大防止措置を講じております。

また、それらにより覆蓋施設内に雨水が流入しましたが、埋立て作業に支障はなく、現在は、通常どおり作業を行っているところであります。

現在、土砂崩れ箇所の早期復旧に向けた準備を進めているところであり、今後、専門業者による復旧工事を速やかに実施してまいります。

なお、仙南クリーンセンター及び仙南リサイクルセンターのごみ処理施設並びに角田・柴田衛生センターのし尿処理施設においては被害がなく、通常どおりの処理を行っているところであります。

次に、斎苑関係の被害状況についてであります。

白石斎苑におきましては、敷地内東側法面において土砂崩れが発生し、土砂が側溝を塞いだことから雨水があふれ出し、待合室及び廊下が浸水する被害がありました。

また、柴田斎苑では、雨水が側溝からあふれ出したことによりまして北東側駐車場の外構が破損し、さらに、あぶくま斎苑におきましては、断水によりトイレを使用することができないことから、仮設トイレを設置し対応しているところであります。

現在、白石斎苑の待合室及び廊下の浸水被害につきましては補修が完了し、白石斎苑の側溝と柴田斎苑の外構につきましては、応急措置を行い、早期復旧に向けた準備を進めているところであります。

なお、いずれの斎苑におきましても火葬炉設備等に被害はなく、火葬業務は通常どおり行っており、そのほかの七ヶ宿斎苑及び川崎斎苑に被害はありませんでした。

次に、災害ごみ等の受入れについてであります。

圏域内で発生した災害ごみに対応するため、仙南クリーンセンターでは受入れピットの余力 1,000 トンを緊急受入れ分とし、10 月 13 日から災害ごみの受入れを行っております。

また、仙南リサイクルセンター及びし尿処理施設におきましては、同月 14 日から災害ごみ及びし尿の受入れを開始したところであります。

これらの施設での受入れ体制といたしましては、平日の災害ごみの受入れ終了時間を午後 4 時 30 分から午後 6 時までに延長するとともに、11 月 30 日まで、土日祝日にも受け入れできるよう対応しているところであります。

また、仙南クリーンセンターの処理能力は1日当たり200トンであります。

そのうち、180トンを家庭ごみ、10トンを掘り起こしごみ、残りの10トンを農林業系廃棄物として焼却処理を行ってまいりました。

しかし、今回、大規模災害により発生した災害ごみにつきましては、最優先で処理することとし、掘り起こしごみと農林業系廃棄物の焼却を中止し、このことから生じる1日当たり20トンの焼却能力すべてを災害ごみに充て、処理しているところであります。

いまだ災害ごみ等の全体量が把握できない状況ではありますが、仙南クリーンセンターでの処理能力を超える災害ごみが発生していることから、その処理に当たりましては、旧角田衛生センターごみ処理施設の再稼働、県内他施設などによる広域的支援要請なども含め検討しているところであります。

これらにつきましては、先日の環境省の仙南クリーンセンターにおける現地調査の際に環境副大臣に対して、財政措置や手続の簡素化など最大限の支援策を講じるよう強く要望しております。

当組合といたしましても一日も早い復旧・復興がなされるよう、万全の体制で取り組んでまいりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、消防関係の被害状況についてであります。

丸森町が大規模に浸水したことによりまして、角田消防署丸森出張所が床上1メートルまで浸水し、使用不能となっております。

現在は、丸森町館矢間まちづくりセンター内に拠点を移し、業務を行っているところであります。

また、災害出動中でありました角田消防署のポンプ車1台が冠水道路に進入しエンジンが停止し、走行不能となりました。

現在、ディーラーに点検を依頼しており、角田消防署に配備している他のポンプ車3台により、業務に支障がないよう対応しているところであります。

災害時の運転には細心の注意を払うよう再三にわたり注意喚起しておりましたが、人命救助の活動中であるとはいえ、またこのような事故が起こり、誠に遺憾に思う次第であります。

台風19号関係で最後になりますが、今回の災害に当たり緊急消防援助隊などの応援をいただいております。

まず、緊急消防援助隊の応援状況についてであります。角田市及び丸森町における救急救助、捜索、安否確認等の活動に従事するため、新潟消防局の指揮支援隊を始め、山形、秋田、青森県大隊等の緊急消防援助隊、一次派遣隊及び二次派遣隊併せ約202隊、712名の応援を頂いたほか、札幌市、川崎市、山形県、青森県及び岩手県の航空部隊5隊の派遣をいただき、今月18日まで活動していただきました。

また、宮城県広域消防応援協定に基づき県内の消防本部からも応援をいただいております。

今月 25 日まで丸森町の行方不明者の人命検索活動や救急搬送に従事していただきました。

そのほか、自衛隊、警察、海上保安庁等からも応援をいただいております、これらの活動に対し、心から感謝を申し上げる次第であります。

次に、職員の懲戒処分についてであります。大河原消防署村田出張所に勤務していた消防士長●●●●●が、仙台市内のホテルにおいて女性に薬物を飲ませ抵抗できない状態にし、性的暴行を加えたとして準強制性交等の容疑で逮捕、起訴されました。

この職員が行った行為は、卑劣極まりない非人道的なものであり、社会に与えた影響も大きく、倫理性が要求される公務員として、組織全体の信用を著しく失墜させる極めて不名誉な行為であります。

この職員は起訴内容を認めており、情状酌量の余地もなく、かかる事件の再発防止を期する意味からも厳罰をもって対処するため、助役を会長とする職員分限懲戒審査会からの答申を受け、令和元年 9 月 11 日付で免職処分としたものであります。

あわせて、上司である大河原消防署長及び任命権者である消防長に対しては、指導監督不行き届きと消防全体の責任者としての訓告処分とするとともに、2 度とこのような卑劣な事件が起きないように、助役及び消防長に対し、再発防止と服務規律の確保について、厳しく指示したところであります。

被害に遭われた女性に対し心よりおわび申し上げますとともに、議員及び圏域住民の皆様にも多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

次に、白石斎苑建替整備運営事業についてであります。

はじめに、9 月 26 日に執り行いました白石斎苑の落成式には、お忙しい中、議員各位の御臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

おかげさまでもちまして、8 月から旧施設の解体も終了し、全面的に供用開始した柴田斎苑に続きまして、白石斎苑におきましても、10 月 1 日から運営業者による施設の維持管理運営の下、供用を開始したところであります。

また、先ほど御報告いたしましたとおり、残念ながら台風 19 号により建物等に被害が発生しましたので、今後は復旧工事を行いますとともに、来年 2 月末までに、一部残っております旧施設の解体や駐車場の整備等を行ってまいりますので、議員各位の御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、東京電力福島第 1 原発事故に伴う放射性物質で汚染された 1 キログラム当たり 8,000 ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理関係についてであります。

本年 5 月 15 日から白石市及び角田市に係る堆肥の焼却を行い、10 月 11 日には農林業系廃棄物の総量の約 13 パーセントに当たる 1,000 トンの焼却を終えたところであります。

しかし、先ほど御報告いたしましたとおり、農林業系廃棄物の焼却を中止し、台風 19 号による被害ごみの焼却処理を優先的に進めてまいりますので、議員各位の御理解、御

協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、緊急車両へのドライブレコーダーの搭載完了についてであります。

本年8月23日までに、当消防本部が保有する緊急車両37台にドライブレコーダーを搭載いたしました。既に搭載されている車両と合わせ、緊急車両全52台へのドライブレコーダー搭載が完了いたしましたので、御報告いたします。

今後は、万が一の事故発生時やヒヤリハット事例、渋滞時等における緊急車両の運行などの映像を活用して、職員の安全運転管理に役立ててまいります。

以上、御報告いたします。

日程第6 第9号議案 教育委員会委員の任命について

○議長（小川正人君） 日程第6、第9号議案、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩し議員全員協議会を開きます。議員の方々は議員控室にお集まり願います。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（小川正人君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

第9号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第9号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員でありました、大沼吉朗君から辞職したい旨の申出があり、令和元年7月11日付で教育委員会及び理事会において、これに同意いたしております。

このため、当組合の教育委員会委員に欠員が生じたので、新たに村田町教育委員会教育長である鈴木仁一君を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、長らく学校教育に従事され、平成30年10月から村田町教育委員会教育長の職にあり、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任の方と存じます。

なお、委員としての任期は、前任者の残任期間であります、令和5年3月31日までとなっております。

何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております、第9号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小川正人君) 起立総員であります。

よって、第9号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、教育委員会委員の任命について同意されました鈴木仁一君から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

〔教育委員 鈴木仁一君 入場〕

○鈴木仁一君 改めまして皆さんこんにちは。

ただ今、同議会において、同意を得られ拜命を受けた村田町教育委員会の鈴木仁一と言います。

わたし自身微力ではありますが精一杯任務を務めさせていただきたいと考えております。本日お集まりの皆様方の御指導とごべんたつをお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。【拍手】

〔教育委員 鈴木仁一君 退場〕

日程第7 第10号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小川正人君) 日程第7、第10号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(小川正人君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第10号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、長時間労働を解消するため時間外労働の上限規制等が導入されたことから、当組合におきましても必要な措置を講じることができるよう所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。

○総務課長（阿部和之君） はい。

○議長（小川正人君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第10号議案、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、長時間労働を解消するため時間外労働の上限規制等が導入されたことから、当組合におきましても必要な措置を講じることができるよう所要の改正を行い、令和元年11月1日から施行しようとするものであります。

ここで、参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

条例改正に係る新旧対照表となっております。

この条例改正の内容といたしましては、規則において時間外勤務命令の上限等について定めるため、第8条に第3項を加え、規則への委任規定を設けるとともに文言の整理を行うものであります。

条例改正に係る説明は以上でございますが、具体的に時間外勤務命令の上限等をどのように定めるのかということで、参考ではありますが、一部改正規則の新旧対照表を載せておりますので、次のページを御覧いただきたいと思います。

規則におきましては、第8条の2の2を追加いたしまして、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を定めることとしております。

第8条の2の2になりますが、職員の時間外勤務の上限を一月45時間、年間360時間以内とし、他律的業務の比率が高い所属では一月100時間未満、年間720時間以内とし、その範囲内で必要最小限の時間外勤務命令をするものでございます。

その他、特例業務として、災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の業務をする場合は、上限規制は適用しないことなどを定めることとしております。

あくまでも、職員の健康保持、人材確保の観点から長時間労働の解消を図るための改正でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 11 号議案 平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第 12 号議案 平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川正人君） 日程第 8、第 11 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第 12 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第 11 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第 12 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての 2 議案は、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 水戸会計管理者登壇願います。

○会計管理者（水戸卓司君） それでは理事長の命によりまして、第 11 号議案、第 12 号議案、平成 30 年度組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。こちらの決算書を用いまして説明させていただきますので、こちらを御用意願います。

はじめに決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

説明につきましては歳入歳出の款、項の区分に従いまして決算の内容、それから実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

はじめに一般会計の歳入決算でございます。

1 款、分担金及び負担金につきましては、36 億 2,662 万 7,920 円の決算でございます。

うち市町からの負担金は 36 億 1,682 万 8,000 円で、一般会計全歳入の 63.74 パーセントとなっております。

続きまして、2 款使用料及び手数料につきましては、4 億 9,488 万 5,534 円の決算でございます。

収入の主なものはごみ処理手数料それから動物死体焼却手数料、家庭ごみ処理手数料など衛生手数料が主な収入となっております。

続きまして、3款国庫支出金につきましては、612万5,489円の決算でございます。

このうち農林業系廃棄物試験焼却業務に係る放射性物質汚染廃棄物処理事業補助金が517万5,551円でございます。

続きまして、4款県支出金につきましては、615万7,888円の決算でございます。

大河原消防署に配備いたしました普通消防ポンプ自動車に交付されました宮城県市町村振興総合補助金が主な収入となっております。

5款財産収入につきましては、7,682万7,040円の決算でございます。

主な収入といたしまして、2項財産売払収入、こちらは仙南リサイクルセンター資源回収物売払代7,225万9,114円が主な収入となっております。

続きまして6款の繰入金3,444万1,000円の決算でございます。

内訳ですが財政調整基金繰入金が2,899万円、ふるさと市町村圏基金繰入金が545万1,000円の内訳となっております。

続きまして、7款繰越金については4,363万8,018円の決算でございます。

平成29年度からの繰越明許費の繰越し財源を含む前年度からの繰越金でございます。

8款諸収入については1億5,619万72円の決算でございます。

衛生関係では仙南クリーンセンターの売電収入が1億3,632万8,934円、消防関係では県消防学校などに教官として派遣しております職員の宮城県からの負担金が1,544万2,758円が主な収入となっております。

9款組合債については、12億2,930万円が決算でございます。

白石斎苑、柴田斎苑整備事業、それから高規格救急自動車、普通消防ポンプ自動車整備事業によるものでございます。

以上、歳入合計で56億7,419万2,961円の決算となっております。

予算現額と比較いたしまして2,990万172円の増となっております。ごみ処理手数料それから財産売払収入、売電収入により、収入増となったものでございます。

続きまして、歳出決算でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

1款の議会費です。2,237万7,155円の決算です。4回の議会定例会を開催しております。

2款総務費については、2億158万5,900円の決算でございます。職員の人件費の他、定例会、臨時会合わせまして、12回の理事会を開催してございます。

3款民生費については、7,052万8,227円の決算です。介護認定審査会は224回、市町村審査会は23回開催してございます。

4款の衛生費です。28億9,736万4,470円の決算でございます。

主な支出といたしまして、白石斎苑・柴田斎苑建替整備事業費、し尿処理施設整備等調査委託料、農林業系廃棄物試験焼却業務委託料でございます。また、翌年度繰越額と

いたしまして、角田衛生センター汚泥脱水設備他補修工事 5,616 万円を令和元年度に明許繰越しをしてございます。

5 款消防費でございます。19 億 8,874 万 1,147 円の決算でございます。

決算の内訳につきましては、人件費が 16 億 9,500 万 7,311 円で消防費の支出の 85 パーセントを占めてございます。人件費以外の支出につきましては、備品購入関係で、大河原消防署村田出張所配備の高規格救急自動車、大河原消防署の普通消防ポンプ自動車を整備してございます。

6 款教育費では、1 億 5,715 万 5,624 円の決算でございます。主に仙南芸術文化センター特別会計への繰出金 1 億 2,172 万 5,000 円が主なものとなっております。

7 款公債費につきましては、衛生関係で 20 件、消防関係で 38 件、元利金合わせまして 1 億 6,525 万 5,458 円の決算となっております。

歳出合計といたしまして、支出済額が、55 億 300 万 7,981 円。

翌年度繰越額が 5,616 万円、不用額が 8,512 万 4,808 円、執行率は 97.5 パーセントでございます。

次に 74 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 56 億 7,419 万 3,000 円、歳出総額 55 億 300 万 8,000 円、歳入歳出差引額 1 億 7,118 万 5,000 円。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が 5,616 万円。実質収支額は 1 億 1,502 万 5,000 円。

このうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額が 7,500 万円といたしまして、差引き 4,002 万 5,000 円を令和元年度に繰り越すものでございます。

次きまして、仙南芸術文化センター特別会計の決算でございます。

76 ページ、77 ページをお願いいたします。

歳入合計では、収入済額が 1 億 6,220 万 7,743 円、予算現額と比較いたしますと、1 万 257 円の減となっております。

収入の内訳ですが、4 款繰入金 1 項一般会計繰入金が 1 億 2,172 万 5,000 円。基金繰入金が、793 万 4,000 円。7 款国庫支出金が 1,716 万円が主な収入となっております。

続きまして、歳出決算の方でございます。

78 ページ、79 ページをお願いいたします。

1 款仙南芸術文化センター費では、支出済額が 1 億 4,784 万 7,415 円で、執行率は 91.1 パーセントとなっております。人件費、維持補修費、実行委員会負担金が主な支出となっております。

続きまして 96 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。歳入総額 1 億 6,220 万 8,000 円、歳出総額 1 億 4,784 万 8,000 円、歳入歳出差引額 1,436 万円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんの

で、実質収支額は同額でございます。

このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金繰入額を 900 万円といたしまして、差引き 536 万円を令和元年度に繰り越すものでございます。

以上で、第 11 号議案及び第 12 号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。

佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤長壽郎君） それでは、決算審査に対する意見を申し上げます。

詳細につきましては、ただ今、会計管理者から御説明ありましたので割愛させていただきます。

審査は平成 30 年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び関係書類等の提出を求め、8 月 16 日から 27 日までの期間で、延べ 5 日間、平間委員と実施いたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠しており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数は誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

以上、報告いたします。

○議長（小川正人君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 11 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第 11 号議案は、原案のとおり認定されました。

これより第 12 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり認定されました。

日程第9 第13号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

第14号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川正人君） 日程第9、第13号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）及び第14号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術センター特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第13号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）及び第14号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,844万5,000円を追加し、予算の総額を51億3,481万6,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。主に前年度繰越金を追加するとともに、本年度末で契約期間が満了するパソコン賃借料外2件の債務負担行為を追加するものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,679万円を追加し、予算の総額を1億5,233万3,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。一般会計同様に前年度繰越金を追加するとともに、文化庁が行う文化芸術創造拠点形成事業補助金に係る事業の採択があったことから、補助金等に係る予算を追加する補正予算となっております。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。

○企画財政課長（向山恒雄君） はい。

○議長（小川正人君） 向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第13号議案及び第14号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第13号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号になります。

今回の一般会計補正予算第1号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,844万5,000円を追加し、予算の総額を51億3,481万6,000円とするものでございます。

補正予算の概要ですが、前年度繰越金及び財務会計システムプログラム改修委託料の追加に加え、新たに3件の債務負担行為を追加する補正予算となっております。

4ページをお願いいたします。

債務負担行為補正になります。今回、新たに3件を追加するものでございます。

まず1件目のパソコン賃借料につきましては、各所属における事務用パソコンの賃借でございます。

2件目の滞納管理システム賃借料につきましては、機器の賃借、既存データの移行を含むシステム賃借一式となります。

3件目の審査会資料作成支援システム賃借料については、こちらも機器の賃借、既存データの移行、さらに、厚生労働省配布の介護認定ソフトに連動させるためのプログラム費用を含むシステム賃借一式となります。

また、3件とも今年度で契約が満了となることから、新たに5か年分の賃借契約を行うもので、本年度は契約行為の事前手続を行うためゼロ債務とし、実質の債務の負担期間にあっては、令和2年度から令和6年度までの5か年とするものでございます。

限度額につきましては、記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお願いします。

歳入の補正です。7款繰越金ですが、前年度からの繰越金1,844万5,000円を追加するものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出の補正です。

2款総務費1項2目13節委託料に、財務会計システムプログラム改修委託料として27万5,000円追加するものです。

これは、令和2年4月1日から施行される、会計年度任用職員制度に伴い、歳出科目の28節のうち、7節の賃金が廃止となり、8節以降の節については、その番号を繰り上げる事となったため、当組合で使用している財務会計システムのプログラムを改修する必要が生じたことから、係る費用を今回追加するもので、その財源につきましては、前年度繰越金12万3,000円と予備費から15万2,000円を充当するものでございます。

次に、2款総務費1項4目25節積立金及び、下段の6款教育費3項1目25節積立金の追加につきましては、前年度繰越金に、ふるさと市町村圏事業として実施いたしました企画費の平成30年度エリアマガジン事業及び圏域活性化事業費のAZ9ジュニアアクトーズ養成委託料に係る決算剰余金を、それぞれ、ふるさと市町村圏基金に積み戻し

するものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

8 款の予備費に 1,814 万 1,000 円を追加いたしております。

歳入における前年度繰越金から歳出に充当いたしました分を差し引きまして、それぞれの所属へ合計 1,814 万 1,000 円を追加するものであります。

以上が、一般会計補正予算となります。

続きまして、補正予算書 19 ページをお開き願います。

第 14 号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第 1 号になります。

今回の補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,679 万円を追加し、予算の総額を 1 億 5,233 万 3,000 円とするものであります。

補正予算の概要ですが、前年度繰越金及び文化庁から補助金収入を追加いたしましたものでございます。

26 ページ、27 ページをお願いいたします。歳入の補正です。

5 款繰越金については、前年度からの繰越金 276 万円を追加いたしております。

下段 7 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節では、仙南芸術文化センター実行委員会で実施いたします、令和元年度のえびこ芸術のまち創造事業などに、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金に係る事業の採択があったことから、文化庁からの補助金 1,403 万円を追加する補正予算となっております。

28 ページ、29 ページをお願いいたします。歳出の補正です。

1 款仙南芸術文化センター費 1 項 1 目 19 節負担金、補助及び交付金では、実行委員会負担金として 1,403 万円を追加いたしております。財源については、文化庁からの補助金全額を充てるものでございます。

2 款の予備費につきましては、前年度繰越金 276 万円を予備費に追加するものでございます。

以上が、特別会計補正予算でございます。

以上で、第 13 号議案、第 14 号議案の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 13 号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第14号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第244回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
御苦勞様でした。

午前11時15分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。
令和元年10月28日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小川 正人

署名議員 佐藤 貴久

署名議員 神崎 安弘